

1999年6月25日

大阪地方検察庁検事正 加納駿亮殿

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目5番4号

末広ビル7階

TEL/FAX 03(3595)1171

野生生物保全論研究会 (J W C S)

事務局長 坂元雅行

「梅田ワンワンランド」種の保存法違反被疑事件に関する要望書

当会は、野生生物の保全に関する理論研究、調査、啓蒙普及活動等を行う NGO ですが、黄庁お取り扱いの標記事件につき、以下のとおり要望させていただきます。

要望の趣旨

- 1 種の保存法違反につき厳正な捜査・公判の追行をされること
- 2 種の保存法に違反して取り引きされた本件個体等につき、外為法違反及び関税法違反の捜査を徹底されること、特に同個体等の入手先、入手方法、組織的背景、輸出国、原産国等を究明されること

要望の理由

1 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(以下、「種の保存法」といいます)における国際希少野生動植物種の取引規制は、ワシントン条約の効果的実施のための国内法的対応のひとつとして立法されたものです。そのため、同規制は、同法や「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」等による、国内に生息する種に関する取引規制にはない独自の立法趣旨が含まれています。すなわち、違法に国際取引引きされたものの国内取引を禁止し、国内取引規制違反を捕捉することを端緒とし、ワシントン条約違反(国内法的には外為法違反あるいは関税法違反)の摘発を容易にするという点であります。

2 野生生物の国際取引は、以前から武器、薬物とともに国際的犯罪組織の3大商品といわれてきました。近時は、年間数十億ドルに達する、武器に次ぐ資金源となっているとの指摘があります。こうした背景から、野生生物に対する違法な取引に対する厳しい対応は、

国際的犯罪組織の撲滅のために非常に重要な課題とされてきました。国際刑事警察機構（ICPO）も、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）事務局との合意に基づき、同条約違反の取引につき情報交換を行うなど積極的に活動していることが1997年6月に開催された同条約第10回締約国会議で報告されています。また、1998年5月に開催されたG8バーミンガムサミットにおいては、「環境犯罪と闘うための措置を歓迎する」旨のコミュニケが合意されています。

3 日本は、ワシントン条約規制対象種の合法的輸入につき世界第2位、国民一人当たりの輸入件数で世界第1位であり、巨大な取引市場を擁する「野生生物消費大国」です。そのため、象牙、鼈甲、虎骨を含有した漢方薬等野生生物の身体部分・製品の他、ペットとする目的等での生きた野生生物の違法取引が後を絶ちません。その意味で、2で述べた国際的潮流の中で日本の検察・警察機関が果たすべき役割は極めて重大であるといえます。

警察庁では上述のG8共同コミュニケを受けて、既に、野生生物の違法取引事犯を産業廃棄物の不法投棄事犯と並ぶ重点的取り締まりの対象とするに至っております。今後は、検察・警察機関が、国際的違法取引事例に対して、どこまでメスを入れられるか、どこまで厳正な処罰を実現できるのかが問われることとなります。

4 本件は、以上に述べた背景の中で発生した典型的な事件です。しかも、既にメディア等で大きく取り上げられているとおり、社会に大きな衝撃を投げかけている事件でもあります。また、国際的に見ても、国際的な自然保護団体が本件につき強い憂慮を示していると聞いております。

5 以上より、当会は、本件が種の保存法違反事件についてはもちろん違法な国際取引の究明が徹底されるべき事案であると考え、貴庁に対し、要望の趣旨のとおりお願いを申しあげる次第です。

なお、本件では、被疑者等の処罰の他に、押収されたワニ-ク等々の今後の取り扱いが問題となります。この点については、環境庁で、原産国への返還及び外為法に違法して輸入を行った者ないしその者からの譲受人に対する措置命令（種の保存法16条）が検討されることとなりますが、措置を命ずるためには外為法違反の事実の特定が必要となりますし、同条を適用せずに国（環境庁）が返還を行う場合でも輸出国あるいは原産国の特定が必要となります。この観点からも本件ワニ-ク等々の輸出国及び原産国の究明が重要な意味を持つことを申し添えさせていただきます。

以上

